



米国／EU／中国／ブラジル／日本における
アンチ・ダンピング措置の国内手続

2024 年



米国／EU／中国／ブラジル／日本における アンチ・ダンピング措置の国内手続

近年、WTO アンチ・ダンピング協定（「AD 協定」）に基づくアンチ・ダンピング関税（「AD 関税」）の賦課件数が年間 100 件を超える水準で推移している。例えば、2021 年は 287 件と、アンチ・ダンピング措置（「AD 措置」）の発動件数は過去最高の件数を記録した¹。AD 措置の発動国としては、米国（21.6%）、インド（13.8%）、ブラジル（7.3%）、トルコ（6.1%）、中国（6.0%）、アルゼンチン（5.6%）、EU（5.3%）の順となっている一方、対象国は中国（33.4%）が圧倒的に多く、次いで韓国（7.3%）、台湾（4.9%）、インド（4.4%）、タイ（3.9%）の順となっている。

日本に対する AD 関税の発動件数も、2012 年までは年間 1-4 件程度で推移していたが、2013 年以降は、2016 年の 11 件を筆頭に、2021 年を除き 5 件以上の発動がなされている。これらの措置の中には、AD 協定に整合しないと考えられるものも複数含まれており、例えば、本年 6 月 19 日には、2019 年 7 月に中国が日本を含む 4 か国・地域のステンレス製品に対して発動した AD 措置を AD 協定違反とするパネル報告書が発出された²。

本ガイドにおいては、AD 措置の発動国として件数の最も多い米国の AD 関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明する。

¹ WTO の Trade Remedies Data Portal（<https://trade-remedies.wto.org/en/antidumping/measures>）を参照。以下同じ。

² 経済産業省 HP を参照。<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230619001/20230619001.html>



米国

1. 根拠法

- 1930年関税法（19 U.S.C. §§1671 et seq）

2. 調査当局

- ダンピング措置：商務省（DOC: Department of Commerce）
- 損害の認定：国際貿易委員会（ITC: International Trade Commission）

3. 申請者

- 申立人：製造業者、事業者団体、労働組合を含む国内利害関係者
- 秘密保持義務：関係者が提出した又は DOC 若しくは ITC がそれ以外の方法で取得した「企業秘密」（19 C.F.R. § 351.105 において定義されている）は公表されない。ただし、利害関係者のうちで特定された代表者は、申請後に秘密情報にアクセスすることができる。
- タイミング：DOC 及び ITC の双方に申請がなされた後、DOC は、20 日以内に内容を審査し、調査開始の要件を充たしているかどうかを判断する。

4. 調査手続の概要及びタイムライン

- 調査の開始：DOC が申請の要件を充たしていると判断した場合、調査が開始される。調査の開始に当たっては、DOC 及び ITC は官報においてその旨の公告を行う。
- 情報収集・意見提出の期限：DOC は調査対象製品の生産者及び／又は輸出者に対し質問票を送付する。全ての利害関係者には、事実に関する情報や主張を DOC に提出する機会が与えられる。通常、提出期限は、質問票を受領してから 30 日以内である。
- 仮決定：申請から 45 日以内に、ITC は産業が損害を受けているかの最初の仮決定を行う。DOC の仮決定は、申請から 140 日以内に行われる。ただし、これらの期限は延長される可能性がある。DOC がダンピングの事実について肯定的な仮決定を行った場合には、米国税関・国境警備局（CBP: Customs and Border Protection）は、調査対象となっている製品の輸入に際して預託金を徴収する。
- 最終決定：DOC は、申請から 215 日以内に最終決定を行う。もし肯定的な決定を行う場合、ITC は調査を継続し、DOC の決定公表から 45 日以内に自らの決定を行う。仮に ITC の決定も肯定的であった場合、DOC は 7 日以内に命令を発出する。
- 仮決定と最終決定の両方の段階において、DOC と ITC のいずれもが肯定的な決定に至らなければならない。もしいずれかの段階でどちらかが否定的決定を行った場合には、その時点で対象国に係る調査は終了する。

5. 暫定措置が課される最も早いタイミング

- 暫定措置は、最も早い場合には、DOC の仮決定が公表されたタイミングで課される可能性がある。

6. 遡及の可能性

- もし DOC が「危機的状況（critical circumstances）」が存在すると認める場合には、暫定措置の賦課から 90 日遡り、遡及的に AD 関税を賦課することが出来る。
- 危機的状況は、①対象製品の輸入が急増している場合、②ダンピングの歴史又は輸入者が知っているダンピングの事実がある場合、③WTO 補助金協定と整合しない補助金の存在が認められる場合、に存在する。



7. 確定措置が課される期限

- DOC 及び ITC は、申請から 287 日以内に発出されるアンチ・ダンピング命令が出された場合には、確定措置を講じなければならない。

8. 企業毎の個別税率の決定

- DOC 及び ITC は、企業毎又は対象国一律のいずれの方法によっても AD 関税を賦課することが出来る。DOC 及び ITC は、特定の企業に限定したダンピングマージンを決定できるが、対象国の他の全ての輸入者については、通常はそれよりも高い共通の関税率を決定しなければならない。

9. 非協力の帰結

- 仮に DOC が、情報を秘匿したり、情報提供依頼に答えないといった利害関係者による非協力を認定する場合には、利用可能な情報から利害関係者にとって不利な事実を推認することが出来る。
- もし当事者が非協力的な場合には、DOC は自らの事実認定を「利用可能な不利益な事実 (adverse facts available)」に基づいて行うことが出来る。これは通常、対象者にとって最も不利益な事実を基にすることとなり、非協力はより高い AD 税率を導くこととなる。

10. 関税システム及び払い戻し制度


- 関税水準は、前年のデータに基づいて算出され、毎年レビューされる。この手法は、支払われる関税額が実際の米国への輸入量に基づくものとなることを保証する。

11. レビューのオプション

- 年次レビュー：DOC は、前年の実際の積荷価格に基づき AD 関税の額を計算する年次レビューを実施する。
- 状況に変化があった際のレビュー：利害関係者は、AD 関税が依拠する事実関係に永続的な変化があった場合にレビューを請求できる。その目的は、事実関係の発展を踏まえた措置の修正又は廃止を行うことである。
- AD 調査を実施する際の一般的な手続は、AD 関税のレビュー調査手続にも適用される。特に、状況に変化があった際のレビューにおいては、DOC 又は ITC は状況の変化を踏まえた行動や変更の提案を仮結果及び最終結果に含めることが出来る。更に、DOC 又は ITC は、一定の場合にレビュー手続を迅速化することができ、利害関係者への質問票の送付を行わないこともできる。
- サンセット・レビュー：AD 関税を賦課された者には、5 年が経過した後、AD 関税を賦課する命令を取り消す機会が与えられる。利害関係者は、国際約束及び米国法に基づき求められるサンセット・レビューに参加することができ、命令を取り消すことが出来る機会を与えられる。
- 新規輸出者のレビュー：当初の調査期間が終了した後に米国への輸出を開始した生産者には、他の企業全てに課されるものと同じ（通常は高い）AD 税率が課される。こうした企業は、自らへの個別の関税率の設定や協力的な輸出者に課される低い関税率の適用を求めて、新規輸出者のレビューを申請することが出来る。
- 迅速な AD レビュー：もし DOC 又は ITC が迅速なレビューが保証される状況にあると認める場合には、推定される AD 関税額に相当する預託金の代わりとなる担保を差し出させた上で、レビューの仮結果を発出しないことが出来る。

12. 迂回

- 実務上、迂回は、①AD 関税又は補助金相殺関税 (CVD) の対象となっている国から部品や部分品を輸入し、それを米国又は第三国で組み立てて完成品にする、②AD 関税又は CVD の対象となっている産品に重要でない加工を加える又はその外観を変更する、③AD 関税又は CVD 賦課の命令が発出された後に、AD 関税又は CVD の対象となっている産品と同じ物理的特徴を持ち、最終購入者の期待や用途、取引形態、広告などが同一の産品を開発する、といった形式でなされることが多い。

- 
- 迂回が認定された場合には、それらの商品は命令の範囲内に含まれるものとされ、輸入時に AD 関税又は CVD が課されることとなる。
 - 迂回調査が開始された場合、公告から 300 日以内に DOC 及び ITC が最終決定を発出することとなる。

13. 司法審査

- AD 関税を課す命令は、前述の 5 年後のサンセットレビューにおいて内容が再審査されるほか、もし関係者が法的誤りを指摘する場合には、国際通商裁判所で争われる可能性がある。



EU

1. 根拠法

- ダumpingされた域外からの輸入品に対する保護に関する規則（Regulation (EU) 2016/1036）

2. 調査当局

- 欧州委員会

3. 申請者

- 申立人：AD 関税賦課の申請は、①あらゆる自然人若しくは法人、②法人格のない団体、③EU の業界団体（共同する場合）、又は、④労働組合、により行われる。
- 秘密保持義務：秘密情報は、それを提供した者による同意がない限り公開されない。ただし、全ての企業秘密又は秘密情報が除かれた申請の概要は、利害関係者に提供されなければならない。
- タイミング：欧州委員会は、申請から 45 日以内に申請を受理するか、拒絶するかを判断しなければならない。もし申請を受理する場合には、同じ期間内に調査が開始されなければならない。

4. 調査手続の概要及びタイムライン

- 調査の開始：調査の開始は、官報公告を通じて公表される。
- サンプル調査：欧州委員会は、サンプル調査を通じて、調査対象を合理的な数の関係者（EU 内の生産者、輸入者、又は輸出者）、産品又は取引に限定することができる。典型的には、公告から 7 日以内に、輸出者及び輸入者には様式への記入を通じて欧州委員会に情報を提出することが求められ、当該情報に基づき、欧州委員会は、サンプル調査を行うか、もし行う場合にどの企業を対象とするか、を決定することとなる。
- 情報収集・意見提出の期限：公告と併せて、欧州委員会は輸出者、EU 内の生産者、輸入者、EU 内の消費者に質問票を送付する。詳細な指示や提出期限は公告内に明記されている。典型的な提出期限は 37 日である。質問票への回答の正確性は欧州委員会により確認される。これは通常、企業の敷地内においてなされる。
- 仮決定：欧州委員会は、調査開始から 7 か月以内に仮決定を行わなければならない。これは、8 か月まで延長することが出来る。この段階において、欧州委員会には、①暫定措置の賦課（通常は 6 か月が上限となる）、②暫定措置を講じずに調査を継続する、③調査を終了する、という 3 つのオプションがある。
- 最終決定：欧州委員会は、調査開始から 14 か月以内に最終決定を行わなければならない。欧州委員会には、①確定措置を講じる、又は、②措置を講じずに案件を終了する、という 2 つのオプションがある。

5. 暫定措置が課される最も早いタイミング

- 暫定措置は、最も早く公告から 60 日後に課される。利害関係者には、少なくとも 3 週間前に知らせなければならない。

6. 遡及の可能性

- AD 関税は、①輸入が登録され、②関係する輸入者に意見を述べる機会が与えられ、③ダumpingの事実が過去に長期間存在し、又はダumpingの事実を輸入者が知っていたか若しくは知っていたはずであり、かつ、④輸入の大幅な増加があり、それが確定的な AD 関税賦課の改善効果を著しく損なう可能性がある場合に、遡及的に賦課することができる。

- AD 関税は、EU 市場において自由な流通に置かれた品目に対し、暫定措置の賦課から 90 日前までに（ただし調査開始後の期間に限る）遡って賦課することができる。

7. 確定措置が課される期限

- 欧州委員会は、調査開始から 14 か月以内に確定措置を講じなければならない。

8. 企業毎の個別税率の決定

- 原則として企業毎に異なる個別税率が設定される。実務上は、仮に 3 から 4 以上の輸出者がいる場合には、欧州委員会は調査対象者を限定するため、選定された企業によるサンプル調査が行われる。この場合には、サンプル調査の対象となった企業に対してのみ個別税率が設定される。協力的な生産者でサンプル調査の対象となっていない企業については、通常、サンプル調査の対象となった輸出者に対し設定されたダンピング・マージンの加重平均による税率が設定される。その他の輸出者については、サンプル調査の対象となった輸出者に対し設定されたダンピング・マージンのうちで、最も高い関税率が設定される。

9. 非協力の帰結


- 欧州委員会は、利害関係者が、①「必要な情報」へのアクセスを拒む場合、②必要な情報を期限までに提出しない場合、③調査の重大な妨害を行った場合、又は、④虚偽若しくは誤解を招く情報を提供した場合には、調査への非協力を認定することが出来る。
- 仮に利害関係者が非協力的であるとされた場合には、欧州委員会は、「入手可能な情報（facts available）」（これはしばしば調査対象者にとって最も不利益な情報となる）に基づき事実認定を行うことが出来る。そのため、調査への非協力は、通常、より高い関税率の設定をもたらすことになる。

10. 関税システム及び払い戻し制度

- 関税率のレベルは過去のデータ、例えば、調査対象とされた期間の情報及び原則過去 5 年間の情報などに基づいて決定される。
- 輸入者は、支払った AD 関税の元となったダンピング・マージンが消滅した又は減少したことを示すことで、既に支払った関税の払い戻しを求めることが出来る。払い戻し申請は、過去 6 か月分の輸入について行うことが出来る。もしこの期間を超えて払い戻しを求めたい場合には、6 か月毎に申請を行う必要がある。

11. レビューのオプション

- 中間レビュー：利害関係者は、もし関税賦課の根拠となった状況に持続的な変化が生じた場合にはレビューを申請することが出来る。レビューの目的は、事態の進展を考慮に入れて措置を撤廃又は修正することである。
- AD 調査の手續と実施の一般的ルールは、レビューにおける調査にも適用される。しかしながら、レビューにおける調査対象は、措置の特定の側面に限定される可能性がある。中間レビューは「全て」又は「部分的」に行われ、後者の場合、①ダンピングの事実、損害、又は EU における利害関係の決定、②対象品目の範囲の審査、③措置の形式の審査、のいずれかに限定されることとなる。
- 中間レビューの結果、AD 措置は、撤廃、維持、又は修正されることとなる。
- サンセット・レビュー：AD 措置は、もし措置が撤廃されたらダンピングと損害が継続又は再発する可能性があるとしてレビューにおいて決定されない限り、関税賦課から 5 年経過後に期間が満了する。このレビューは、EU 域内の産業の申請又は欧州委員会自身のイニシアティブにより開始される。これは、必ずしも全ての輸入に対してではなく、元々の措置のうちいくつかの輸入に限定して行われる可能性がある。サンセット・レビューの結果、措置の継続又は撤廃のいずれかがなされることになる。
- 新規輸出者のレビュー：当初の調査期間が終了した後に EU への輸出を開始した生産者には、他の企業全てに課されるものと同じ（通常は高い）AD 関税率が課される。こうした企業は、自らへの個別の関税率



の設定や協力的な輸出者に課される低い関税率の適用を求めて、新規輸出者のレビューを申請することが出来る。

- 反吸収レビュー：AD 関税賦課の後、もし輸出者が EU 市場における独立した顧客向けの価格に AD 関税額を含めなかったり、又は輸出価格を更に引き下げたりした場合には、AD 関税は吸収されてしまうこととなる。その結果、AD 関税は期待した効果をもたらすことが出来なくなる。反吸収レビューにおいては、ダンピング・マージンが再計算され、関税率は元々の税率の倍まで増額する可能性がある。

12. 迂回

- 実務上、欧州委員会は、4つの典型的なタイプの迂回に対する調査を実施する。①製品をわずかに改変し、当初の関税の対象製品範囲の外に置くケース、②第三国を経由して製品を引渡すケース、③より低い関税率が設定された生産者を経由した輸出に変更するケース、④非 EU 加盟国を通じた組立て作業を行うケース。
- もし欧州委員会が迂回を認定した場合には、全ての迂回輸出について、最も高い関税率が課されることとなる。除外を受けた企業の製品については迂回関税の賦課が行われない。除外を受けるためには、質問票に回答した上で、欧州委員会の現地調査に基づく確認を受ける必要がある。
- 反迂回調査の開始は、調査開始時点から関税賦課が出来るよう、輸入の登録に付随して行われる。調査は 9 か月以内に終了する。

13. 司法審査

- AD 関税賦課の決定は、EU の一般裁判所において直接的に、又は加盟国の裁判所を経由して欧州司法裁判所において間接的に、司法上の救済を受けることが出来る。



中国

1. 根拠法

- 外国貿易法
- AD 規定

2. 調査当局

- 中国商務部（MOFCOM）

3. 申請者

- 申立人：申立ては、問題となる中国国内産業の代表が行うことが出来る。申請者の生産量は、合計で、①中国国内生産量の 50%を超えているか、又は、②中国国内生産量の 25%を超えており、かつ、当該申立てに対し明示的に賛成若しくは反対の意見を表明している生産者の中において合計国内生産量が 50%を超える生産者により支持されている必要がある。
- 秘密保持義務：利害関係者は、自らが提出した資料が公開された場合には重大な損害が生じると考える場合には、商務部に対して秘密保持の申立てを行うことが出来る。商務部は、当該申立てが正当なものであると認める場合には提出された資料を秘密として取り扱い、その代わりに秘密として扱われない資料の要約の提出を求める。
- タイミング：商務部は、申立てから 60 日以内に調査を開始するか否かの決定を行う。

4. 調査手続の概要及びタイムライン

- 調査の開始：申立書において特定された全ての外国の輸出者及び生産者には、商務部から個別に通知がなされる。それ以外の輸出者及び生産者に対しては、商務部のホームページにおける公告を通じて通知がなされる。
- 情報収集・意見提出の期限：商務部は、質問票の送付、サンプル調査、ヒアリング、現地調査を通じて、利害関係者（例：輸出者、製造者、中国の輸入者、中国の生産者）から情報収集を行う。商務部は通常、ホームページ上の公告と合わせて質問票を公表する。質問票への回答期限は、質問票の公表から 37 日以内となる。
- サンプル調査：全ての利害関係者は、関係する中国国内産業に損害が生じているか否かについて意見を述べる事ができる一方、外国の輸出製造者のみが輸入品のダンピング・マージンの決定に参加することが出来る。多数の輸出製造者が関わっている場合には、商務部は、サンプル調査を通じて選択された回答者についてのみ調査を行うことが出来る。サンプル調査の対象者のみが個別の AD 税率の決定を受けることができ、それ以外の協力的な輸出製造者については、個別に設定された AD 税率を加重平均した税率の決定が受けられる。
- 仮決定：商務部が仮決定を行う期限は定められていない。仮決定を行う場合、商務部は、①暫定的に決められたダンピング・マージンを超えない範囲での暫定的な AD 関税の賦課と預託金、証書、その他の形式の担保の提供を求める、②暫定措置を講じずに調査を継続する、又は、③調査を終了する、のいずれかを行うことが出来る。暫定措置は通常 4 か月を超えない範囲で出されるが、9 か月まで延長される。
- 最終決定：AD 調査の開始から 12 か月以内に最終決定がなされるが、調査期間は 18 か月まで延長することが出来る。最終決定において、商務部は、①確定的な AD 関税の賦課（過去に遡って課すことができる）、②AD 関税を賦課せずに調査を終了し、既に徴収した暫定 AD 関税を払い戻す、のいずれかの対応を行う。



5. 暫定措置が課される最も早いタイミング

- 暫定措置は、最も早くて公告から 60 日後に課される。商務部は、仮決定をホームページにおいて公表する。

6. 遡及の可能性

- AD 関税は、①ダンピングの事実が過去に長期間存在し、国内産業に損害を与えていた、又は国内産業に損害を与えうるダンピングの事実を輸入者が知っていたか若しくは知っていたはずであり、かつ、②輸入の短期間で大幅な増加があり、それが確定的な AD 関税賦課の改善効果を著しく損なう可能性がある場合に、遡及的に賦課することができる。
- AD 関税は、中国に輸入された品目に対し、暫定措置の賦課から 90 日前までに（ただし調査開始後の期間に限る）遡って賦課することができる。

7. 確定措置が課される期限

- 商務部は、AD 調査の開始から 12 ヶ月以内に最終決定を行うが、当該調査期間は 18 か月まで延長することが出来る。

8. 企業毎の個別税率の決定

- 原則として企業毎に異なる個別税率が設定される。しかしながら、もし多数の輸出製造者がいる場合には、商務部は調査対象者を限定するため、選定された企業によるサンプル調査を行うことができる。この場合、サンプル調査の対象者のみが個別の AD 税率の決定を受けことができ、それ以外の協力的な輸出製造者については、個別に設定された AD 税率を加重平均した税率の決定が受けられる。

9. 非協力の帰結


- もし利害関係者が正確かつ関係する情報を合理的期間内に提供しない場合、又は調査を大きく妨げる行為を実施した場合、商務部は、手元にある情報に基づき決定を行うことが出来る。その結果、実務上、非協力はより高い AD 税率の決定をもたらすことになる。

10. 関税システム及び払い戻し制度

- もし商務部が暫定措置に基づいて関税を賦課する一方、最終決定において、①最終的に商務部が決定した税率が暫定税率に満たない場合、又は、②商務部が AD 関税を賦課しないと決定した場合には、余分に支払った AD 関税が払い戻される。

11. レビューのオプション

- 中間レビュー：利害関係者は、原調査の最終決定の毎応当日から 30 日以内に、中間レビューの申請を行うことが出来る。申請者は、レビュー期間中に賦課された AD 税率に実質的な影響をもたらす「状況の変化」が生じたことの証拠を提出しなければならない。商務部は、その代わりに自ら「状況の変化」が生じたか否かのレビューを開始することも出来る。中間レビューの結果は、レビュー開始から 12 か月以内に出され、商務部は、原調査の決定を維持するか、新しい AD 税率の決定を行う。
- サンセット・レビュー：AD 措置は、もし措置が撤廃されたら、ダンピングと損害が継続又は再発する可能性があるとしてレビューにおいて決定されない限り、AD 関税賦課から 5 年経過後に期間が満了する。AD 措置の決定については 5 年毎にレビューを行い、そこにおいて延長か撤廃の決定がなされなければならない。この決定には遡及効果は生じない。また、AD 措置を撤廃する決定がなされない限り、サンセット・レビューでは賦課された AD 税率のレビューは行われない。
- 新規輸出者のレビュー：原調査の対象期間において対象とされた品目を中国に輸出していなかった外国の製造者で、商務部の調査対象となった品目の輸出製造者と関連していなかった者は、新規輸出者のレビューを求めることが出来る。この申請は、最終決定がなされた後はいつでも行うことができるが、対象品目の中国への輸出から 3 か月以内になされなければならない。これに対する決定は、レビューの開始から 9 か月以内になされる。このレビューの開始から決定までの間、中国における対象品目の輸入者は、AD 関



税を納付する代わりに金銭の預託を行うことが認められる。この預託金は、最終的な AD 税率が現に賦課されている AD 税率よりも低かった場合には還付される。

12. 迂回

- AD 規定においては、AD 措置の迂回を防ぐために適切な措置を講じる権限が明示的に商務部に与えられているが、中国はこれまで AD 関税に係る迂回調査を実施していない。改良された品目については、当該品目を AD 措置の対象から除外する旨の決定を商務部に求めることで、迂回と認定されるリスクを最小化することが出来る。

13. 司法審査

- 商務部により出された全ての AD 措置の決定は、最終決定から 60 日以内に、①商務部への異議申立て、又は、②商務部に管轄を有する北京中級人民法院への訴訟提起、のいずれかを通じて司法審査を求めることが出来る。



ブラジル

1. 根拠法

- 2013年法令第8058号（Decree No. 8,058/2013）（「AD法令」）
- 2022年SECEX命令第171号（SECEX Ordinance No. 171/2022）
- 2020年SECEX命令第13号（SECEX Ordinance No. 13/2020）
- 注1：AD法令は、特別な事情がある場合、公益のために、確定措置の一時停止や修正、暫定措置の不発動を認めている。公益性の評価は、当初のダンピングの調査及びサンセット・レビューを含む保護貿易に関する調査と並行して、任意の手段として行われる場合がある。
- 注2：現在、公益性の評価を全面的に改める規則につき、意見公募が行われている。

2. 調査当局


- 調査当局：開発・産業・貿易・サービス省（MDIC）貿易局（SECEX）商業保護課（DECOM）
- 調査を開始し、AD関税を課すことなく調査を終了させる権限を有する当局：貿易局（SECEX）
- AD措置を課す権限を有する当局：ブラジル貿易協議会（CAMEX）執行委員会（GECEX）
- GECEXは、CAMEXに属し、暫定又は確定AD関税及び相殺関税、並びにセーフガードを設定する権限を有する機関である。

3. 申請者

- 申立人：申し立てようとする製品の類似製品に係る「国内産業」又はこれを代表する組織。「国内産業」とは、類似製品の国内の全生産者のことをいう。全生産者の共同が不可能であることが正当化される場合、DECOMは、国内市場で大半のシェアを占める生産者の集団に関し、これを「国内産業」に相当するより少数の生産者の集団であるとして、申立人と認めることができる。
申立人の生産高は、国内の総生産高の25%以上を占め、かつ、申立てに関する協議に応じた当事者の総生産高の50%以上を占める国内の生産者が、その申立てに賛同しなければならない。
また、DECOMは、①調査対象の製品の外国の生産者、輸出者、輸入者と関連又は関係のある国内の生産者、又は、②類似製品の国内における生産に比べその輸入が著しく多い国内の生産者を、「国内産業」から除外できる。
- 秘密保持義務：秘密情報は、それが秘密情報であることが明記され、秘密保持の要請が正当化される場合は、それを提供した者による同意がない限り公開されない。
機密版の申立書と非機密版の申立書は同時に提出されなければならない。また、非機密版では、第三者がその内容を理解できるよう、削除した秘密情報毎に対応する公開の要約を提出しなければならない。なお、非機密版は、利害関係者のみがアクセスできる事件記録に編綴され、一般市民はアクセスできない。
- タイミング：情報の補完が必要でないと判断された場合、申請から30日以内に申請を受理するか、拒絶するかが判断される。
情報の補完が必要な場合、申立人は5日以内に申立書を修正する必要がある、申立からおよそ45日以内に申請を受理するか、拒絶するかが判断される。
通常、公的調査の開始には、上記期間を超える時間を要する。

4. 調査手続の概要及びタイムライン

- 調査の開始：調査は、官報にSECEX公告が掲載されることにより開始される。調査が開始されると、DECOMは知っている利害関係者にその調査の事実を通知する。調査対象の原産国の生産者と輸出者は、連邦歳入庁（RFB）から提供されたデータに基づき特定される。

- 
- 注：申請書の提出の事実は、SECEX 公告の掲載までは公表されない。しかしながら、政府は公表前に、輸出国の政府に対し、申請書が審査中であることを明らかにする。
 - サンプル調査：DECOM は、①調査時に入手可能な情報に基づき、合理的な数の利害関係者又は製品モデルを含む、統計的に有効なサンプルを使用する、又は、②合理的に調査できる輸出の最大のシェアを占める外国の生産者又は輸出者を選択することにより、調査対象を合理的な数の輸出者、外国の生産者及び／又は輸入者に限定することができる。
 - 情報収集・意見提出の期限：調査の開始と併せて、DECOM は申立人以外の、知っている外国の生産者、輸出者、国内の輸入者又はその他の国内の生産者に質問票を送付する。平均すると、国内の企業の質問票の提出期限は 37 日（30 日間延長可能）である。質問票への回答の正確性は、DECOM により確認される。これは通常、企業の敷地内においてなされる。
公益性に関する質問票の提出期限も同様であり、これによって当事者は別途、公益性の評価の手続の開始を請求できる。ただし、外国の生産者又は輸出者から提出された質問票のみに基づく、公益性の評価の開始はできない。例外的な状況において、DECOM は職権で公益性の評価を開始できる。
 - 仮決定：DECOM は調査開始から 60 日から 120 日以内（80 日間延長可能）に仮決定を行わなければならない。これは、入手可能なすべての要素を考慮して、ダンピングの存在、国内産業への損害、ダンピングされた輸入品と申し立てられた損害との間の因果関係を肯定又は否定する決定となる。損害と因果関係の存在を否定する仮決定が下された場合、この段階で調査を終了することができる。ダンピング、損害及び因果関係の存在を肯定する仮決定は、暫定措置を賦課する根拠となる場合がある。
 - 調査の証拠調べの段階は、仮決定が公表された日から最長でも 120 日以内に終了する。その後、当事者は 20 日以内に、事件記録から入手可能なデータについて意見を述べることができる。この期限の終了後 30 日以内に、DECOM は分析中の重要な事実に関するメモを発出しなければならない。当事者は 20 日以内に最終的な意見を提出しなければならない。
 - 最終決定：DECOM は、利害関係者が最終的な意見を提出してから 20 日以内に最終意見を発出する。この意見は、最終決定を下す機関である GECEX に提出される。

5. 暫定措置が課される最も早いタイミング

- 暫定措置は、DECOM がダンピング、損害及び因果関係の存在を肯定する仮決定を行った場合、最も早く調査開始から 60 日後に課される。GECEX には、暫定措置の上限期間を定めることが義務付けられており、上限期間は、ダンピング・マージンよりも低い関税でない場合は 4 か月から 6 か月の範囲、低い関税である場合は 6 か月から 9 か月の範囲となる。

6. 遡及の可能性

- AD 関税は、①DECOM が国内産業への実質的な損害が生じているとの最終意見を発出し、②GECEX が調査期間中に暫定措置を課し、③ブラジル又は第三国による調査の対象となった輸出品に過去に AD 関税が課され、④ブラジルの輸入者が、調査開始後に出荷された輸入品が国内産業に損害を与えるものであることを認識し、又は認識すべきであり、かつ、⑤短期間の相当量の輸入品により損害が生じ、それが確定的な AD 関税賦課の改善効果を損なう可能性がある場合に、遡及的に賦課することができる。

7. 確定措置が課される期限

- GECEX は、調査開始から 10 か月から 18 か月以内に確定措置を講じなければならない。

8. 企業毎の個別税率の決定

- 可能な限り、知っている海外の生産者や輸出者毎に異なるダンピング・マージンが設定される。通常、協力的な生産者や輸出者には全て個別税率が設定されるが、それらの数があまりにも多く、期限内に調査を終了させることができない場合には、サンプル対象となった生産者についてのみ個別税率が設定される。その他の輸出者については、通常、事件記録により入手可能な最良の情報に基づき算定された、より高い関税率が設定される。



9. 非協力の帰結

- DECOM は、利害関係者が、①「必要な情報」へのアクセスを拒む場合、②必要な情報を適時に提出しない場合、③調査の妨害を行った場合、「入手可能な最良の情報」（これはしばしば入手可能な最も不利益な情報となる）に基づき事実認定を行うことが出来る。そのため、調査への非協力は、通常、より高い関税率の設定をもたらすことになる。

10. 関税システム及び払い戻し制度

- 関税率のレベルは過去のデータ、例えば、調査対象とされた期間の情報及び原則過去 5 年間の情報などに基づいて決定される。AD 関税はダンピング・マージンを超えてはならず、国内産業に生ずる損害を低減させるのに十分であると判断される場合には、原則としてダンピング・マージンより低い関税でなければならない（「より低い関税ルール」）。
- 輸入者は、支払った AD 関税の元となったダンピング・マージンが消滅した又は現在の関税率を下回る率まで減少したことを示すことで、既に支払った関税の払い戻しを求めることができる。払い戻し申請は、過去 12 か月分の輸入について行うことが望ましいが、6 か月分の輸入までについては行うことができる。また、審査期間終了後最長でも 4 か月以内に行わなければならない。

11. レビューのオプション

- 状況の変化に伴うレビュー：利害関係者は、確定措置に係る申請、変更又は延長から少なくとも 1 年が経過し、もし関税賦課の根拠となった状況に持続的な変化が生じた場合にはレビューを申請することが出来る。これは、開始から 10 か月以内に終了しなければならない。
レビューの結果、AD 措置は廃止（ダンピング又は損害が継続又は再発する可能性がないことが示された場合）、維持又は修正（ダンピングを緩和するには不十分若しくは過剰になったこと、又は国内産業に生ずる損害を除去するには不十分になったことが示された場合）される場合がある。
- サンセット・レビュー：AD 措置は、もし措置が撤廃されたらダンピングと損害が継続又は再発する可能性があるとしてレビューにおいて決定されない限り、関税賦課から 5 年経過後に期間が満了する。
これは、期間満了日の 4 か月前までに、国内産業又はその代理人の申請により開始される。必ずしも全ての輸入に対してではなく、元々の措置の対象となった輸出国のうち、一つ又はいくつかの輸出国を原産地とする輸入に限定して行われる場合がある。
これは、開始から 10 か月から 12 か月以内に終了しなければならない。関税率は過去のデータ、すなわち調査のために選択された期間に関連する情報に基づいており、その結果、現行の措置が廃止、維持、又は修正される場合がある。なお、当初の調査に基づき課された措置は、サンセット・レビューの調査期間中も有効である。
このレビューに伴い、公益性の評価が行われる場合がある。公益性の評価は、利害関係者が要請でき、AD 措置や相殺関税の発動が経済主体全体に及ぼす影響と、保護貿易措置の発動による影響とを比較し、前者がより悪い影響をもたらす可能性があるとして証明された場合に行われる。
元々の調査と同様、このレビューにおいても、当事者は公益性に関する質問票の提出により別途、公益性の評価の手続の開始を要請できる。また、例外的に、DECOM は職権で公益性の評価を開始できる。
- 新規輸出者のレビュー：調査期間が終了した後にブラジルへの輸出を開始した生産者や輸出者には、他の企業全てに課されるものと同じ（通常は高い）AD 関税率が課される。こうした企業は、自らへの個別の関税率の設定を求めて、新規輸出者のレビューを申請することが出来る。これは、開始日から 10 か月以内に終了しなければならない。
- 「適用範囲の評価」の手続：利害関係者又は他のブラジルの輸入者は、ある製品が有効な AD 措置の対象であるか否かを確定させるために、「適用範囲の評価手続」の開始を要請できる。また、DECOM は職権でこの評価を開始できる。
利害関係者は、官報に掲載された後に手続に参加できる。DECOM は最長でも 120 日以内に最終意見を発出し、最終決定は GECEX が下す。



12. 迂回

- AD 法令は、2つのタイプの迂回について規定する。①既存の AD 関税の対象国から輸入された部品及び／又は構成要素を用いて、ブラジル又は第三国で完成又は組み立てられた製品、又は、②既存の AD 関税の対象国を原産地とする製品であって、AD 関税の対象製品からみて形態又は外観が軽微な点についてのみ変更された（最終的な用途は変更されていない）製品についてである。
- もし DECOM が迂回を認定した場合、可能な限り、知れている各生産者、輸出者、輸入者に対して個別に AD 関税率を算定する。生産者、輸出者又は輸入者の数が多い場合、DECOM は、合理的に調査可能な生産者、輸出業者又は輸入業者のサンプルにのみ個別の関税率の算定を限定でき、その場合、適用される関税率は、先行する元々の調査又はサンセット・レビューで生産者／輸出者について計算された個々のダンプ・マージンの加重平均に相当するものとなる。その他の生産者、輸出者又は輸入者に対しては、調査が一時停止され、AD 関税は賦課されない。
- 反迂回調査は、先行する元々の調査又はサンセット・レビューに参加した利害関係者であれば、誰でも要求できる。調査は最長でも 9 か月以内に終了しなければならない。

13. 司法審査

- AD に関する決定は、GECEX（GECEX による決定の公表から 10 日以内の行政不服申立て）又はブラジル連邦裁判所で争うことができる。



日本

1. 根拠法

- 関税定率法
- 不当廉売関税に関する政令
- 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン

2. 調査当局

- 経済産業省
- 財務省
- 国内産業を所管する各省庁

3. 申請者

- 申立人：申立ては、国内産業を適切に代表している者が行うことができる。具体的には、申し立てようとする製品と、①同種の製品の日本における生産者であって、その生産高が、その製品の日本における総生産高の25%以上を占めるもの（製造業者）、②同種の製品の日本における生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体であって、その構成員の生産高の合計が、その製品の日本における総生産高の25%以上を占めるもの（事業者団体）、又は、③同種の製品の日本における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合であって、その構成員のうち当該生産に従事する者の合計が、日本においてその生産に従事する者の総数の25%以上を占めるもの（労働組合）。
- 秘密保持義務：証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及び理由を申し出て、秘密取扱いを受けることができる。ただし、秘密情報をすべて削除した申請書の要約を提出しなければならない。
- タイミング：調査当局は、申立て後60日以内に受理するか否かを決定しなければならない。受理された場合、この期間内に調査を開始しなければならない。

4. 調査手続の概要及びタイムライン

- 調査の開始：調査は、調査に係る製品の供給者又はその関係者、製品の輸入者又はその関係者、及び申立人に対する通知により開始される。この通知は官報にも掲載される。
- サンプル調査：調査当局は、サンプル調査を通じて、調査対象を合理的な数の輸出国の供給者又は製品に限定できる。輸出国の供給者は、調査票に基づき、調査当局に対する情報提供を求められる。調査当局は、ここで提供された情報に基づき、サンプル調査を行うか、もし行う場合にどの企業を対象とするかを決定することとなる。
- 情報収集・意見提出の期限：通知と併せて、調査当局は、利害関係者に質問票を送付する。回答に関する具体的な指示と提出期限は質問票内に記載されている。典型的な提出期限は37日間である。質問票への回答の正確性は調査当局により確認される。これは企業の敷地内で行われる場合もある。
- 中国又はベトナムを原産地とする製品の生産者の情報収集に関する特例：中国又はベトナムを原産地とする製品の生産者は、これらに加えて、その製品の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する証拠の提出又は証言ができる。
- 約束の申出：製品の輸出者は、製品の価格を調整し、又は輸出を中止する旨の約束の申出ができる。日本政府は同申出を受諾し、輸出者の希望に応じ調査を終了できる。



- 仮決定：調査当局は、調査開始から 8 か月以内に仮決定を行わなければならない。この段階において、調査当局には、①暫定措置の賦課（通常は 4 か月が上限となる）、②暫定措置を講じずに調査を継続する、③調査を終了する、という 3 つのオプションがある。
- 重要な事実の開示：調査当局は、直接の利害関係人に対し、調査開始から 10 か月以内に、最終決定の基礎となる重要な事実を書面により通知するものとする。
- 最終決定：調査当局は、調査開始から 12 か月以内に最終決定を行わなければならない。調査当局には、①確定措置を講じる、又は、②措置を講じずに案件を終了する、という 2 つのオプションがある。

5. 暫定措置が課される最も早いタイミング

- 暫定措置は、最も早くしてから通知から 60 日後に課される。利害関係者には、書面で知らせなければならない。

6. 遡及の可能性

- AD 関税は、暫定措置が課され、輸入が国内産業に実質的な損害を与えたと認められる製品に関しては、暫定措置がとられていた期間に遡って賦課することができる。
- また、輸入が短期間で大量に行われ、国内産業に実質的な損害を与えたと認められる製品で、過去にも実質的な損害等の事実を生じさせたもの、又は、ダンピングの事実を輸入者が知っていたか若しくは知りうべき状況にあったものに関しては、実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められる場合、暫定措置の賦課から 90 日前又は調査開始日のいずれか遅い日までに遡って賦課することができる。
- これらの遡及的な賦課は、暫定 AD 関税の税率又は担保により保証された金額の範囲内において行うことができる。

7. 確定措置が課される期限

- 調査当局は、調査開始から 18 か月以内に確定措置を講じなければならない。

8. 企業毎の個別税率の決定

- 原則として企業毎に異なる個別税率が設定される。例外として、輸出国における供給者の数が合理的に調査可能な範囲を超える場合、調査当局は、調査への協力を表明した供給者を対象とするサンプル調査を行う場合がある。
- サンプル調査が行われたときは、その選定の対象となった供給者のみに個別税率が設定される。選定の対象とはならなかったものの、サンプル調査に協力した供給者には、通常、選定の対象となった供給者のために設定された加重平均ダンピング・マージンに基づく税率が設定される。もっとも、期限内に質問票への十分な回答を行った供給者は、希望すれば選定の対象に加わることができる。

9. 非協力の帰結

- 調査当局は、利害関係者が、①十分な証拠を提出しない場合、②証拠を期限までに提出しない場合、③調査の重大な妨害を行うなど証拠の提出を著しく遅延させる場合、又は、④正確性を検証できない証拠を提供する場合に、調査への非協力を認定することができる。
- 仮に利害関係者が非協力であるとされた場合には、調査当局は、「入手可能な情報（facts available）」（これはしばしば調査対象者にとって最も不利益な情報となる）に基づき事実認定を行うことができる。そのため、調査への非協力は、通常、より高い税率の設定をもたらすことになる。

10. 関税システム及び払い戻し制度

- 輸入者は、支払った AD 関税が実際のダンピング・マージンを上回っていることを示すことで、超過分の払い戻しを求めることができる。払い戻しに関する調査は、18 か月以内に行われなければならない。



11. レビューのオプション

- 中間レビュー：利害関係者は、もし関税賦課の根拠となった状況に持続的な変化が生じた場合にはレビューを申請できる。レビューの目的は、事態の進展を考慮に入れて措置を撤廃又は修正することである。中間レビューの結果、AD 措置は、撤廃、維持、又は修正されることとなる。
- サンセット・レビュー：AD 措置は、もし措置が撤廃されたらダンピングと損害が継続又は再発する可能性があるとしてレビューにおいて決定されない限り、関税賦課から5年経過後に期間が満了する。このレビューは、申立人となる資格を有する者の申請又は日本政府自身のイニシアティブにより開始される。サンセット・レビューの結果、措置は継続又は撤廃のいずれかがなされることになる。
- 新規輸出者のレビュー：当初の調査期間が終了した後日本への輸出を開始した生産者には、他の企業全てに課されるものと同じ（通常は高い）AD 関税率が課される。こうした企業は、自らへの個別の関税率の設定や関税の廃止を求めて、新規輸出者のレビューを申請できる。

12. 迂回

- 現在のところ、日本においては迂回防止に関する調査は行われていない。

13. 司法審査

- 最終決定及びそのレビューは、日本の裁判所において争うことができる。



お問い合わせ先

当事務所では、米国/EU/中国/ブラジル/日本を始めとする各国当局によるAD関税賦課への対応を行っています。本ガイド記載の内容につき、ご質問やご不明な点等がある場合には、以下記載の専門家にいつでもご連絡ください。



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi
@bakermckenzie.com



末富 純子
パートナー
+81 3 6271 9741
junko.suetomi
@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara
@bakermckenzie.com



Arnoud Willems
Partner (Brussels)
+ 32 2 639 37 284
arnoud.willems
@bakermckenzie.com



Bregt Natens
Counsel (Brussels)
+ 32 2 639 36 26
bregt.natens
@bakermckenzie.com



Ines Willemyns
Senior Associate (Brussels)
+ 32 2 639 37 61
ines.willemyns
@bakermckenzie.com



Christine M. Streatfeild
Partner (Washington, DC)
+1 202 835 6111
christine.streatfeild
@bakermckenzie.com



Frank Pan
Partner (Shanghai)
+86 21 5368 4080
frank.pan
@bakermckenziefenxun.com



Francisco Nicolás Negrão
Partner (São Paulo)
+55 11 3048 6939
francisco.negrao
@trenchrossi.com



ベーカーマッケンジーは、高度化する ビジネスの課題に一元化したソリューションを提供します。

高度化するビジネスの課題に立ち向かうためには、多様な市場、産業及び法分野を網羅した解決策を見出すことが不可欠です。ベーカーマッケンジーは、国・地域性への深い洞察及び各法分野と産業における専門性に立脚し、一元化したソリューションを提供しています。世界 70 超の都市に及ぶネットワークを最大限に活かし、多面的に結びついた社会における最適解を導き出すべく、クライアントとともに歩み続けます。

bakermckenzie.com.jp

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山森タワー28階

Tel: +81 3 6271 9900

Fax: +81 3 5549 7720

Email: marketing.tokyo@bakermckenzie.com